

## 賛助会員規程

### (目的)

第1条 公益財団法人コープさっぽろ社会福祉基金(以下「基金」という)定款第35条第3項に基づき、賛助会員について定める。

### (賛助会員)

第2条 この法人の目的に賛同し、年会費を1口以上納入した者を賛助会員とする。  
2. 賛助会員には、個人及び法人の2種を置く。  
3. 賛助会員には、領収証を発行する。

### (会費)

第3条 会費は、年会費とし、年1回払い込みとする。  
2. 1口金額は個人1,000円、法人10,000円とし、最低1口以上とする。

### (活動)

第4条 賛助会員は、基金の活動について、いつでも意見を言うことができる。  
2. 賛助会員には、広報誌「基金だより」が届けられる。

### (会員の退会)

第5条 賛助会員は申し出によって、いつでも退会ができる  
2. 賛助会費の払い込みが2年次にわたってない場合は、自動的に会員の資格を失い退会したものとする。

### (事業年度)

第6条 賛助会員は、基金と同じく毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、基金理事会において行われる。

(附則) この規程は、公益財団法人コープさっぽろ社会福祉基金の設立の登記があった日から施行する。

この規程は2009年12月19日より改訂、施行する。